

国公青年の初任給改善を求める要求署名

人事院は2006年8月8日、国会と内閣に対して、国家公務員の給与等の官民較差を0.00%とし、基本給と一時金をともに据え置く「ゼロ勧告」を行いました。

従来どおりの官民比較方法であれば「月例給1.12%、一時金0.05月程度」の官民較差があったことは、人事院自らが明らかにしています。

ところが、人事院は労働組合の強い反対を押し切り、長年定着してきた比較対象企業規模を、「100人以上」から「50人以上」に引き下げました。これは、本来「プラス勧告」であったものを、官民比較方法の「見直し」により強引に「ゼロ勧告」としたものであり、到底許せるものではありません。

国公青年の初任給は、民間初任給より約2万円程度低いことについては、人事院も認めています。しかし、勧告では青年層の賃金についても全く改善が見られず、到底納得できるものではありません。

06春闘で、大企業を中心に4～5年ぶりにベースアップが復活するなど賃金改善が見られたことや、最低賃金が全国平均で3円引き上げられた事実等から見ても、「勧告」は異常な内容であり、民間における賃金改善の流れに水をさすものです。

07年においては、貴職が私たちの要求を真摯に受け止め、人事行政機関としての役割を果たし、賃金をはじめとした労働条件を早急に改善されるよう、強く要求します。

要求事項

- 1. 国公初任給を高卒（行（一）1-5）155,000円、大卒（行（一）1-25）185,000円に引き上げること。
- 2. 国公職場で働くすべての労働者の最低賃金を、月額相当150,000円（時給1,000円、日給7,500円）以上に引き上げること。
- 3. 今年の勧告にあたっては、官民比較企業規模を少なくとも100人以上に戻すこと。
- 4. 青年が、健康で文化的な生活が送れるように、「標準生計費」算定方法の抜本的見直しと、大幅な賃金改善を行うこと。

氏 名	住 所